

労働安全衛生規則の一部を改正する省令等の概要 (伐木作業等における安全対策の強化)

1 改正の趣旨

「伐木等作業における安全対策のあり方に関する検討会報告書」(平成30年3月6日公表を踏まえ、伐木、かかり木の処理及び造材の作業における危険並びに車両系木材伐出機械を用いた作業による危険等を防止するため、事業者が講ずべき措置等について見直しを行う。

2 主な改正の内容

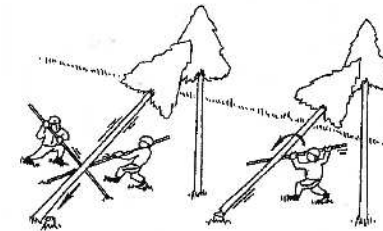
- (1) 伐木の直径等で区分されているチェーンソーによる伐木等の業務の特別教育を統合すること。
- (2) 伐木作業等における危険を防止するために、次の事項を規定すること。

伐木作業において、受け口を作るべき立木の対象を胸高直径40cm以上のものから20cm以上に拡大する等立木を伐倒するときの措置を義務付けること。

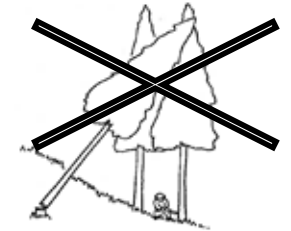
事業者に対して、かかり木の速やかな処理を義務付けるとともに、事業者及び労働者に対して、かかり木の処理における禁止事項を規定すること。(図1～図3)

事業者は、伐木作業において、当該立木の高さの2倍に相当する距離を半径とする円形の内側には、当該立木の伐倒の作業に従事する労働者以外の労働者を立ち入らせてはならないこと等を規定すること。

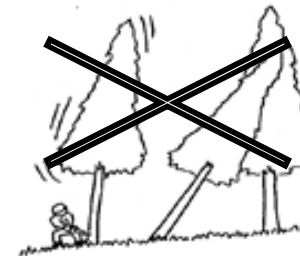
事業者に、チェーンソーによる伐木作業等を行う労働者に下肢の切創防止用保護衣を着用させること、また、当該労働者に、当該切創防止用保護衣を着用することを義務付けること。(図4)



(図1) かかり木の処理



(図2) かかられている木の伐倒



(図3) 浴びせ倒し



(図4) 下肢の切創防止用保護衣

3 施行期日等

公布日 2019(平成31)年2月12日

施行日 2019(平成31)年8月1日(一部の規定*は公布日、特別教育の部分は2020(平成32)年8月1日)

(*) 修羅(しゅら)による集材又は運材作業、木馬道及び雪そり運材に係る規定の廃止。